

鶴岡市立豊浦中学校いじめ防止基本方針 令和8年度

はじめに

鶴岡市では、次に掲げる基本理念のもと、かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくこと、また、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域、及び関係機関が、互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組むものとしている。

【鶴岡市 いじめの防止等の対策に関する基本理念】

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指す。

これを受け、本校では、いじめが、生徒の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあると捉え、いじめ防止のために万全の対策を講じる。

そして、上記の基本理念に則り、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、法の趣旨を踏まえ、国、県及び市の基本方針を参考に、「鶴岡市立豊浦中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

1 用語の定義（「いじめの定義」と「いじめの態様」）

いじめの定義は、いじめ防止対策推進法（以下「法」）第2条において次のとおり規定されており、これを踏まえて取り組むものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、行為の起こったときのいじめられた本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (6) インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (7) いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処にも留意する。
- (8) 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが示されている。

- | | |
|---|----------------------------------|
| ア | 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる |
| イ | 仲間はずれ、集団による無視をされる |
| ウ | 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする |
| エ | ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする |
| オ | 金品をたかられる |
| カ | 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする |
| キ | 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |
| ク | パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる など |

- (9) 「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

2 関係者の役割・基本姿勢

(1) 学校及び学校の教職員の役割・基本姿勢

- ① 学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

ア) 学校いじめ防止基本方針には、いじめの未然防止、早期対応、認知した場合の対処、関係機関との連携等について、具体的に対処策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討する。

イ) いじめの当事者となり得る生徒に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に生徒の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め、地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織や保護者会等の考えや意志も反映されるように努める。

ウ) 策定された学校基本方針は、学校の実情に即して適切に機能しているかをPTA・地域住民の意見も参考にしながら、学校いじめ対策組織を中心に点検し、改善を図る。

- ② わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員は、生徒が主体となっていじめのない学校をつくらうとする意識を育むため、生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ⑦ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(3) 生徒の役割・基本姿勢

- ① いじめを行ってはならない。また、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的・積極的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

3 いじめ問題等への組織的対応

法第22条と法第28条に基づき、学校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」及び教育委員会と連携し構成される「いじめ問題対応委員会」を組織する。

これにより、いじめ防止の基本理念に則り、いじめの防止等のため校長の指導の下、組織として一貫した総合的かつ効果的な対応が推進されるように取り組んで行くものである。

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会の構成員は次のように設定する。

ア) 日常的組織 …校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学習指導部長，学年主任
日常的組織は，運営委員会と同一の構成員であり，定例的には週1回の会議を設定し開催する。

イ) 状況により加員…養護教諭，特別支援教育コーディネーター，学級担任，部活動顧問等関係者

ウ) 状況により加員 …学校医，スクールカウンセラー，教育相談員，民生委員代表，PTA代表

【いじめ防止対策委員会の役割】

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる

② いじめの相談・通報の窓口となる

③ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う

④ いじめを察知した場合に，関係生徒に対する事実関係を聴取する

⑤ 指導や支援の体制・対応方針を決定する

⑥ 保護者との連携等の対応を組織的に実施する

⑦ いじめ防止等の取組に係る達成目標の設定と目標の達成状況の評価の職員への周知
達成目標の設定・・・年度当初の職員会議で示す

目標の達成状況の評価・・・学校評価の中に位置づけ、反省職員会議で周知する

そのほか，学校基本方針の策定や見直し，学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校のいじめ防止等の取組について，PDCAサイクルで検証を担う役割を有する。

(2) いじめ問題対応委員会

学校において，校長又は教育委員会が，重大事態が発生したものと判断した場合に，問題対応，調査に当たる組織として，学校及び教育委員会において設置する。

いじめ問題対応委員会の組織については，「いじめ防止対策委員会」の教職員等による構成員に加え，学校と教育委員会が協議し，市対応委員会より人員の派遣を受け設置する。

いじめ問題対応委員会は，教育委員会と連携し，以下のことを行う。

ア) 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。

イ) 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。

ウ) 聴き取り及び調査の結果を集約し，当該生徒及び保護者に対して情報を提供する。

豊浦中学校 全教育活動 全職員による生徒の指導

いじめ防止対策委員会

日常的組織(運営委員会) 週1回の開催

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学習指導部長，学年主任

状況により加員①

養護教諭，特別支援教育コーディネーター，学級担任，部活動顧問等関係者

状況により加員②

学校医，スクールカウンセラー，教育相談員，民生委員代表，PTA代表

いじめ問題対応委員会

上記、いじめ防止対策委員会(日常的組織)

+

市対応委員会より派遣された人員

学校と教育委員会が協議した方

※活動計画 ①週1回の運営委員会 ②職員会議（・年度当初 目標の周知、
・各回 全職員による情報の共有と対応の確認 ・夏季休業中の研修 ・年度末の評価）
なお、校長の指示のもと、随時開催できる。

4 関係機関との連携

（1）教育委員会との連携（教育相談センターや青少年育成センターも含む）

いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校及び生徒指導主事が連携し、学校、家庭、地域社会、関係機関（警察、児童相談所、鶴岡市子ども家庭支援センター等）及び民間団体の間の連携の調整や強化を行ったり、必要な体制の整備などを図る。また、相談窓口の提供、いじめ対策等に関わる関係資料、情報の提供、研修会等への指導主事の派遣などを図る。

更に、特別支援コーディネーターと連携し発達障がいや不登校、いじめ問題等の相談に対し、個別検査の実施に関する事、不登校・不登校傾向の生徒の実態把握と対応に関する事、適応指導教室への入級や対応・支援に関する事、いじめ等の問題に関する相談対応などのような支援や指導・対応を図る。

（2）警察署、児童相談所、医療機関等との連携

教育委員会及び学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）との適切な連携が必要であり、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。また、教育相談の実施にあたり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携する。

（3）学校相互、中学校ブロック内小中学校（豊浦小学校）等との連携

いじめの問題が複数の学校にまたがる場合には、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるように学校間が互いに連携する。また、小・中学校間においても、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、小・中学校間での連携を図る。

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、豊浦ブロックにおいて、各学校の児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換をブロック校長等会議や研修会等の場で随時行い、対策等の共有を図る。

（4）学校基本方針の保護者、地域等への周知と連携

学校基本方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに入学時・各年度の開始時期に児童、保護者、関係機関等に説明し、連携を図る。

Ⅱ いじめ防止等の基本的な取組

1 未然防止の取組

(1) 生徒理解に基づくきめ細かな教育の推進

① 生徒理解のための努力と工夫

ア) 日常的な会話や観察の他に、生徒の気持ちの変化を捉えられるよう、学校組織として定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等の手法を取り入れていく。

イ) 生徒一人一人の状態や学級・学校全体の様子を把握し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めるため、学校生活における意欲や満足度の調査を行うQ-Uの活用を図る。

ウ) 保護者や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、生徒の気になる様子等について、情報や相談をいただく窓口を周知し、学校外における生徒の状況把握等に努める。

エ) 市や、PTA、地域等と連携し、学校ネットパトロールを実施し、生徒にも周知することでネット上のいじめの抑止力向上につなげる。

オ) 気になる生徒の情報等については、担任が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年等の組織として対応できる体制を整える。

カ) 管理職をはじめ、教職員の危機管理能力を高める研修を通して、資質・能力を高める。これらの努力・工夫により個々の生徒理解に基づいた適切な指導・支援を教育活動全体を通じて組織的に行うことで、生徒一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを推進する。

② 個々の生徒の人間関係を踏まえた生徒理解と学級指導の充実

日常の行動観察や生活記録、Q-Uやアンケート調査等の結果から把握した生徒の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、その背景となることを理解するために必要な事柄を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結びつけることで、一人一人の心の安定、学級内の生徒が安心して過ごせる学級づくりを推進する。さらに、生徒一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼しあって生活できる集団づくりやコミュニケーション能力の育成を、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、いじめの未然防止につなげることができる人間関係を構築していく。

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認めながら、お互いの人格を尊重し合い、心の通う人間関係を構築する力の素地を養うことがいじめの防止につながることを踏まえ全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

② 校長のリーダーシップのもと、新学習指導要領に基づいて、教育活動全体を通じた道徳教育の推進体制を整備するとともに、道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」の指導の充実に努める。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

① 学校における「いのち」の教育の実践

教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。

※参考：「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成25年3月山形県教育委員会）

② 家庭における「いのち」の教育の実践

各家庭においては、親子の温かいかわりを通じて「愛されている」「認められている」

等、生徒の自尊感情を高めるとともに、身近な動植物とのふれあいから子どもの発達段階に応じ、生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③ 地域における「いのち」の教育の実践

各地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進していく。

(4) 生徒会の主体的な活動の推進

- ① いじめは大人の見えない子どもの世界で起きており、生徒が主体的に一丸となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を創っていくことが必要である。そのために学校においては、「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、生徒のいじめに対する理解を深めるとともに、自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。

＊ 豊浦中学校「いじめ撲滅宣言」の決議

- ② 地区内の小・中学校とも連携し、いじめ防止に向けた基本的姿勢を共通理解しながら取り組んでいく。

(5) 教員等の資質能力の向上

- ① 生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の生徒への配慮等、深い生徒理解に基づく指導・支援を行う。その中で、生徒達の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気づく洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、年度初め及び定例職員会議、校内外における研修の機会を設定し、教職員の資質向上に取り組む。

- ② 特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座の実施

学習障がい(LD)や注意欠陥多動性障がい(ADHD)、あるいは自閉スペクトラム症(ASD)などの障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめ等の問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。こうした状況にあって、生徒に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、高い専門性を持ち、障がいの特性に応じた対応ができる人材を育成する。

そのため、所属する教員をできるだけ多く講座や研修会に参加させる。また、鶴岡市教育委員会が作成した「いじめ防止ハンドブック」などの参考となる資料や対応マニュアルなどを活用し、校内研修の充実を図る。

(6) P T A 組織を生かした取組の推進

- ① 学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わる P T A は、家庭内はもとより、地域において生

徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく生徒を見守ることができる立場にある。また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

② 家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを生徒の意識に植え付ける必要がある。PTA組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させていく。

③ 学校とPTAが連携したネットトラブルに対する取組

PTAや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくりの取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

2 早期発見の取組

(1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進めるなどの対応を、迅速かつ組織的に行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を行う。

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について研修を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とする体制づくりのために、常に組織の見直し改善を図る。

① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

更にいじめられている生徒の話をよく聴く。その際、いじめられている側の生徒は、加害側の生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもあることを考慮に入れる。加害生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害生徒の心情に寄り添って話を聴く。

② 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識する。いじめられている生徒の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた生徒の心に寄り添いながら声をかけ、生徒の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を看過したり軽視することは絶対にしない。

③ いじめの早期発見のための対応と取組

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題と認識し、いじめを許さない学校と学級づくりを進めるとともに、生徒と保護者に対しその姿勢を明確に示す。

- いじめの取組を定期的に点検し、点検結果を踏まえた取組の充実と改善を図る。
 - ・ 「いじめ問題への取組点検表」 (県教育委員会)
 - ・ 「いじめ問題への取組の徹底について」
「平成 18 年 10 月 19 日付け 18 文科初第 711 号初等中等教育局長通知」に添付されている「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」を活用しての点検の実施
- 実態把握のためのアンケート等の実施
 - ・ 県教育委員会の示す様式などによる年 2 回の調査の実施 (6 月頃・11 月頃)
 - ・ 生徒指導定期調査の報告に結果を反映 第 1 期 (7 月), 2 期 (12 月)
 - ・ 「教育相談アンケート」や「生活アンケート」の実施
- いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施
 - ・ 県と市の様式による、教職員用と保護者用のチェックリストを作成し配布
アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施
- 生徒会を中心とした自主的な取組・豊浦中学校「いじめ撲滅宣言」の決議と実行
- 相談窓口 (連絡先) の提供
- 計画的・組織的な校内巡視の実施

(2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

① 学校教職員の情報ネットワークの強化

いじめの芽を発見した際には、その情報をいじめ防止対策委員会に報告し、全教職員で情報を共有する。それにより、いじめに関わる生徒の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげていく。

また、いじめ発見のチェックリスト等を活用し、生徒や学級の状況把握に努める。気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行っていく。

② 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における指導や対応を伝えた上で、各家庭での理解と協力を依頼する。

学校においては、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、家庭用のチェックリストを作成し配布したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に実施し、家庭と連携して生徒を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

③ 生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

ア) 生活の記録等の活用

生活の記録や個人ノート等、教職員と生徒の間で日常から行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握したり、様々な方法で生徒の気持ちや思いを聞き出す。また、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子やその変化に目を配る。併せて、教育相談や面談の機会を活用し、生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

また、生徒と教職員との間で、常日頃から信頼関係を構築し指導体制・相談体制の充実を図り、指導・支援できるように努める。

イ) 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

定期的ないじめの実態を把握するアンケート等により、生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。アンケートの実施にあたっては、生徒が周りの生徒の様子を気にせず記入できるよう、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮を行う。また、アンケート調査により短期的ないじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなど工夫する。

ウ) 相談窓口の設置と周知

生徒及びその保護者に、県教育相談員の活用をはじめとする学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、鶴岡市教育委員会や鶴岡市教育相談センターの相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発していく。

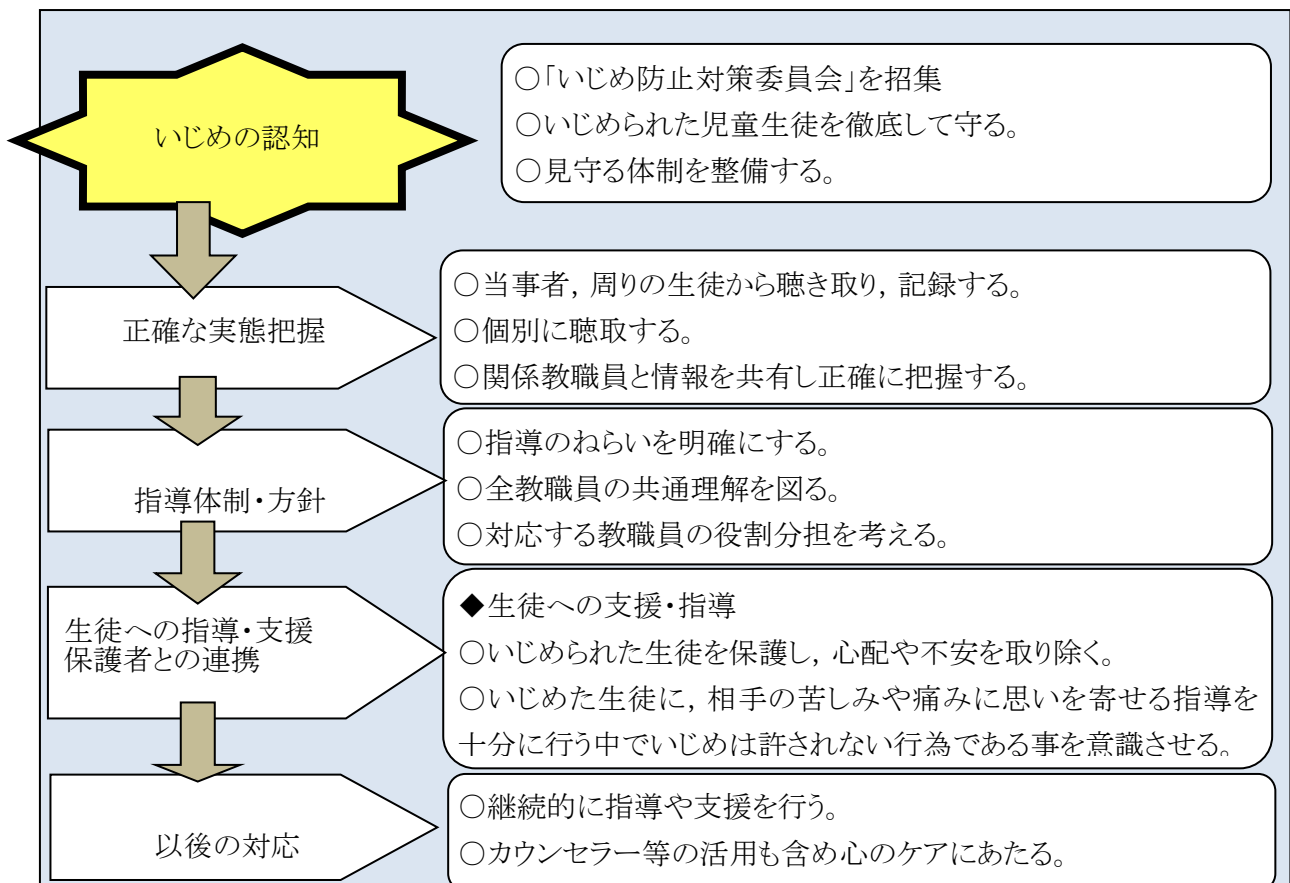
3 いじめ発生の場合の適切な対応

いじめ発生の場合の対応は、基本的には次のようになる。

- ① いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速やかに法第22条の組織（いじめ防止対策委員会）を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応する。
- ② 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ③ 学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

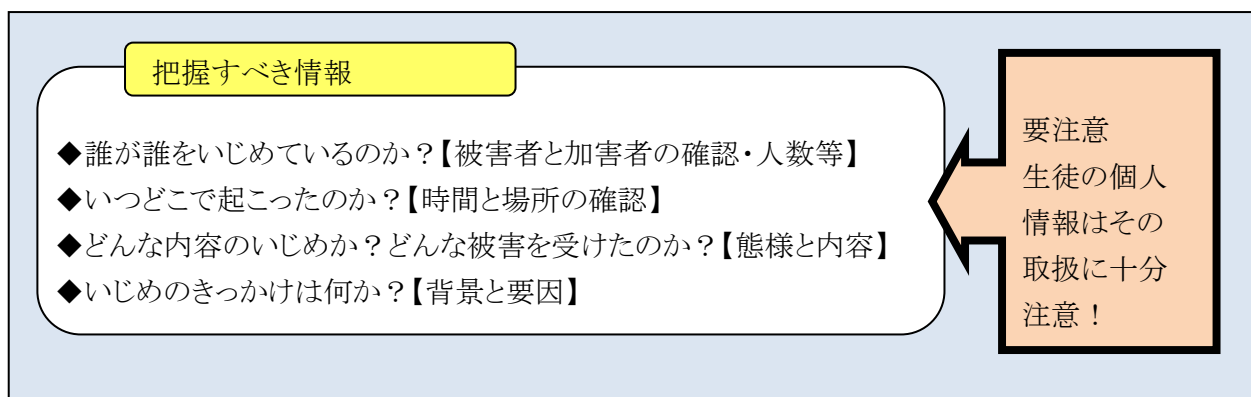
学校においては、いじめの認知に向け日頃からアンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。また、いじめを認知した場合、躊躇なくいじめ防止対策委員会に報告し、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに校内のいじめ防止対策委員会に報告し、組織的に対応する。いじめ防止対策委員会においては、いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた生徒の自尊心を損なわないよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



① 被害生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

イ) いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

ウ) いじめられた生徒の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応を

ていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

「TALK の原則」

Tell : 心配していることを伝える , Ask : 自殺願望について尋ねる
Listen : 気持ちを傾聴する , Keep safe : 安全の確保

② 加害生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた生徒に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認した後迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題等のいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的に十分に配慮し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめた生徒の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育て指導することを確認する。単に保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりしない。併せて、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いを聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者への対応にあたる。

③ 集団へのはたらきかけ

ア) 生徒に対する指導

いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の生徒

に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなどの同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

このため、学校におけるいじめ防止対策委員会において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全職員が指導の経過状況を随時確認し、共通理解を持って、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上

① 教科活動等における生徒に対する指導の充実

生徒の発達段階に応じた教科、特別活動、特別な教科「道徳」、総合的な学習の時間等を活用して心を育てる共育、情報モラル教育等の充実に向け、学校体制による意図的、計画的な指導を行う。

② 生徒及び保護者に対する啓発

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施し、啓発の充実を図る。

③ 教員の指導力の向上

教員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、警察署や庄内教育事務所の青少年指導員、教育委員会の指導主事等により、啓発や研修会を行う。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、IT機器の使用状況等について調査し、保護者に対して生徒のインターネット利用の実態を周知し、それに伴う危険性等について啓発していく。

① 学校における取組と連携

保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

② 家庭の取組と連携

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう勧めていく。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについても推進していく。このようなペアレンタルコントロールにより、生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイト等を、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

◆ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ P T Aの取組と連携

P T Aにおいては、研修会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学年懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙により啓発するなどの活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。また、保護者の協力を得たネットパトロールを実施するなど、P T A活動の役割として複数を選任し依頼するなどして活動の意識化を図る。

2 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

① 「ネット上のいじめ」のサインをキャッチする

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づくように努力する。

また、常日頃からの生徒理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している生徒が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておくと同時に、学校の相談窓口以外に、県や市の関係機関の窓口や相談ダイヤル等を周知する。

③ 学校・家庭・地域、PTAによるネットパトロールの実施

早期発見の観点から、学校、PTA、地域等が連携し学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備する。インターネット上で、生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、情報を組織的に共有するとともに、積極的に関係機関の指導、助言を受けながら対応する。

◆ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗・中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と呼ぶ。

◆ネットパトロールの具体的な方法

- i) google や yahoo 等の検索エンジンを利用し、「学校名（略称等もある）」「地域」「掲示板」等のキーワードを組み合わせて検索する。
- ii) 無料掲示板やSNS等で学校別掲示板を探す。
- iii) 非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。
- iv) 検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。等

④その他

生徒が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも各種保護者会や懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を防ぐため、迅速かつ徹底的に削除するための措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに地元警察署に通報し、適切な援助を求める。

① 掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア) ネット上のいじめの発見、生徒・保護者等からの相談

ネット上のいじめの事案を把握するのは、生徒や保護者からの相談である事例が多い。また、生徒の様子の変化から、事案を把握することもある。学校では生徒が出すいじめの芽を見逃さずネット上のいじめに対応していく。

イ) 書き込み内容や掲載内容の確認

誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のURL、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

◆確認する内容（いじめられた本人や保護者から）

「いつ頃」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」
「それに対してどのような行動をしたか」

ウ) 掲示板等の管理者への削除依頼

メールにより、掲示板等の管理者へ削除依頼を行う。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行うことが適当である。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。

エ) 掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除が必要なURLや書き込みナンバー等の記載がなかったために、削除されないことがあるので、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

② 警察との連携

ネット上のいじめの問題に対し適切に対応していくため、市教育委員会と連携するとともに、状況に応じ、学校警察連絡制度を有効に活用し対応する。

③ 法務局との連携

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局に相談して対応する。

法務省の人権擁護機関である全国の法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

④ 生徒への指導のポイント

生徒がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、生

徒に対して指導を行う。

- ア) 掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条「名誉毀損」、第231条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。
- イ) 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。
- ウ) 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

⑤ チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを〇〇人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

生徒には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

- ア) 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。
- イ) チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- ウ) チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となること。
- エ) チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- オ) チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。
- カ) チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイト等の大変危険なサイトにつながる場合があること。

◆チェーンメール転送先

チェーンメールについて不安が解消できない生徒には、チェーンメールの転送先を紹介することもできる。（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

IV 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童(生徒)等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし, 一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

なお、「重大事態の意味」として、①・②とともに「保護者から(いじめられて重大事態に至った)との申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたりいじめを起因とする重大事態か否か判断する」ものとする。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生したと判断した場合は, 教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上, 当該事案に対処する組織(いじめ問題対応委員会)を設置する。
- ③ 上記組織を中心として, 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに, 関係諸機関と適切に連携する。
- ④ 調査の際, アンケートを実施する場合は, その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤ 上記調査結果については, いじめを受けた児童及び保護者に対し, 事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 情報の共有及び提供にあたっては, 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど, 関係者の個人情報に十分配慮する。

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1. 教育相談体制

(1) 目標

- ① 生徒個々の特性・事情等を把握・理解し、それぞれの悩みや問題を解決したり障害となるものを軽減・除去する援助を行う。
- ② 生徒自身が自分の問題について自立的に自己解決できるよう、指導・援助を行う。

(2) 方針

- ① 日常の教育活動において心のふれあいを大切にし、生徒理解と問題の早期発見に努める。
- ② 生徒に関する資料・情報の収集と分析、活用に努める。
- ③ 家庭との連絡を密に取り合う。
- ④ 職員会議や校内研修会を通して、生徒についての情報交換や相互理解、事例研究に努める。

(3) 取り組み

- ① 定期相談を5月、11月に行う。生徒の要望があれば、学級担任以外の教師でも柔軟に生徒との面談に応じる。
- ② 日常においても生徒の希望に応じたり、機会を捉えたりして教育相談(チャンス相談)を行う。

(4) 重点

- ① 日常から、生徒が自然に相談できる雰囲気を作るとともに、一方的な指導に終わらせず、生徒を受容する姿勢を大切にする。
- ② 生徒一人一人の個性に応じて臨機応変な対応をし、相談内容によっては秘密の保持に努めるなどして、継続的に指導・援助を行う。
- ③ とりまとめを行い、全職員に提起し、共通理解の基に指導にあたる。

(5) 教育相談員活用の重点

- ① 心身共に急激な成長期にある生徒の不安や悩みのケアに努める。
- ② 安らぎとぬくもりのある相談室の環境づくりに努める。
- ③ ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターなど人との関わり方や学級集団の関係づくり向上のための活動を積極的に支援していく。

2. 生徒指導体制

- (1) 目標 広いかわりの中で、思いやりと想像力・判断力・考動力を持つ生徒を育てる。

(2) 方針

- ① 基本的な生活習慣の育成に努める。
- ② 話し合い活動で自他の思いを尊重する力を育む。
- ③ 場や相手の気持ちをわきまえた表現を知り、それを実践する行動力を育む。
- ④ ボランティア活動や地域の活動・行事に積極的に参加する態度を育む。
- ⑤ 諸活動による集団の自治力を育む。
- ⑥ 部活動等による体力と集団力を育む。

(3) 具体的な方策

- ① 時間を守る, 挨拶をする, 返事をする, 場に応じた言葉づかい等の基本的な生活習慣を身につけさせるために, 教師の日常の指導や学級指導, 生徒会活動等, 機会をとらえた指導を加え, その習慣化を図る。
- ② 見回り活動, あいさつ運動, 生徒会専門委員会活動などの生徒会活動を通して, 自他の思いを尊重する力を育む。
- ③ 学校生活, 授業, 部活動等で, 場や相手の気持ちをわきまえた表現を知り, それを実践する行動力を育む。
- ④ ボランティア活動への積極的な参加を通して, 自他の関わりや相手を思いやる気持ちを育てる。
- ⑤ 生徒会活動や学級活動を通じて, 集団としてのあるべき姿を追い求める自治的な姿勢を育てる。
- ⑥ 日常の部活動により体力を育み, 勝利を目指して活動する中で集団としてのまとまりや集団としての力を身につけさせる。
- ⑦ 安全な校内外の生活ができるように指導し, 危険を予測して行動できる生徒を育む。
- ⑧ 全校での給食指導を通して, 望ましい食事マナーを身につけさせる。
- ⑨ 問題行動の未然防止と発生時の対応を通して, 迅速な解決と生活を見つめさせる機会とする。

3. 主な年間活動計画

	生活指導・教育相談	生徒会指導	安全指導	部活動指導	その他
4月	生活のきまり指導 集会指導・記名指導 服装指導・連休の指導	生徒総会準備 あいさつ運動 新入生歓迎会	登下校・交通安全指導 自転車通学許可 避難訓練	仮入部・部発足会 部活動のきまり指導 駅伝試走	地区班長選出・班会
5月	教室環境整備 教育相談	生徒総会・田川リーガ-研 田川地区駅伝壮行会	交通安全指導	駅伝大会への参加	地区運動会準備 修学旅行
6月	校内運動会要項作成 いじめ調査 Q-Uアンケート	総体壮行会		総体参加指導	
7月	夏休みの生活指導	県中総体壮行式	夏の交通安全指導 避難訓練		大掃除 進路体験学習 二. 三者面談
8月	2学期の生活指導	校内運動会準備			
9月		校内運動会準備 文化の集い準備		新人大会参加指導	
10月		県新人大会壮行会 文化の集い開催	下校指導 定期券配布 (S B 指導)		
11月	冬季通学指導 いじめ調査 Q-Uアンケート 教育相談	生徒会役員選挙準備 生徒総会準備	冬の交通安全指導	冬季部活動指導	
12月	年末年始休み指導	生徒会役員選挙 生徒総会			大掃除 三者面談
1月	年間反省準備		避難訓練		
2月		リーガ-研修会準備			
3月	卒業生への指導 春休みの生活指導	離新任式準備 歓迎集会準備 リーガ-研修会	通学指導		大掃除

Ⅵ 校内研修

(1) 生徒理解

毎月1回計画している職員会議，及び年間計画に設定された校内研修会の中で生徒理解を中心とした研修を行い，1人1人の生徒の状況や学級・学年・部活動等における人間関係の状況などについての情報交換や共通理解，相互理解を図る。また，週に1回実施される運営委員会（いじめ防止対策委員会）の中では更に細やかな生徒の状況把握を行う。

(2) いじめ問題等の生徒指導に関する研修（ネット関係，非行・事故防止等） 等

年間の研修計画に従い，年度初めの研修，定例職員会議の中や校内研修会において，いじめの未然防止や早期発見を重点にした生徒理解を進める。いじめ事案の発生にあたっては，いじめ防止対策委員会が改善の方向性を定め，生活指導部会が具体的対応策を立て課題解決に向かう。

Ⅶ 学校評価と教員評価

(1) 学校評価

① 学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促されるよう，以下の項目を参考に，生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・日頃より，いじめの実態把握に努め，生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして，いじめの早期発見に努めているか。各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・学校のいじめ防止基本方針や取組について，保護者や地域と共有し，理解や協力を得ているか。
- ・いじめが生じた際に，学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

② いじめ防止対策委員会は，学校基本方針の策定や見直し，学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や，いじめ問題への対処状況についての検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校のいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(2) 教員評価

① いじめの有無やその多寡を評価するのではなく，日頃からの生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等をしているかどうかを評価する。

② 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ，その改善に取り組んでいるかどうかを評価する。

Ⅷ その他

(1) 校内の調査・相談窓口等

① いじめの発見・把握のための調査等

- | | | |
|------------------------|-----------------|----|
| 1) 生徒対象いじめについてのアンケート調査 | 定期:年2回(7月, 12月) | 随時 |
| 2) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 | 定期:年2回(5月, 11月) | 随時 |
| 3) 二者・三者面談による調査 | 定期:年2回(7月, 12月) | 随時 |

② 相談の窓口となる場所

- 1) 職員への相談(学級担任・教育相談担当・養護教諭) … 教室・相談室・保健室
- 2) 県教育相談員への相談 … 教育相談室

豊浦中学校 電話73-2028 FAX73-2692
メールアドレス toyoura-j@tsuruoka.ed.jp

(2) 校外の相談窓口

① 市内電話相談窓口

- ・鶴岡警察署ヤングテレホンコーナー(23-4970 24時間, 毎日)
- ・鶴岡市教育委員会学校教育課(57-4864 8:30~17:15 月~金)
- ・鶴岡市教育相談センター(23-9351 9:00~16:00 月~金)
- ・鶴岡市青少年育成センター(0120-783-748 9:00~17:00 月~金)
- ・庄内児童相談所(22-0790 8:30~17:15 月~金)

② 県内電話相談窓口

- ・山形県教育センターいじめ相談ダイヤル(023-654-8383 24時間, 毎日)
- ・山形県警本部ヤングテレホンコーナー(023-642-1777 24時間, 毎日)
- ・山形いのちの電話(023-645-4343 13:00~22:00 毎日)

③ 県外電話相談窓口

- ・文科省 24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310 平日9:00~20:30 土日, 9:00~17:30)
- ・法務局子どもの人権110番(0120-007-110 8:30~17:15 毎日)
- ・いのちの電話(0120-738-556 10:00~22:00 毎日)
- ・チャイルドライン(0120-99-7777 16:00~21:00 月~土)

④ 電話以外の窓口

- ・鶴岡市教育相談センターメール相談 (soudan@school.city, tsuruokayamagata.jp)
- ・山形県教育センター相談メール (non-iime@prefyamagata.jp)
- ・子どもの人権SOS-eメール (法務省HPバナーから)
- ・子どもの人権SOSミニレター (年1回全員に配布)